

桜木霊堂（納骨堂）の新規使用手続き

使用期間は原則として3年間です。

使用者になろうとする方が、桜木霊園管理事務所に来所してください。

使用者以外の場合は、委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証・保険証等）を持参してください。

申込者の資格

- 1 本市に住所を有し、祭祀を主宰する方であること。
- 2 使用の申込者が、死亡者の配偶者又は2親等内の血族であること。
- 3 既に桜木霊堂の使用の許可を受けていないこと。
- 4 現に遺骨（分骨でないものに限る）を所持していること。

桜木霊堂使用料

区分	納骨棚（棚式）		納骨壇（1段式）	
使用料	1年	1,100円	1年	2,200円

申込方法

電話などで、申込者の住所・氏名・電話番号・納骨棚（棚式）と納骨壇（1段式）のうち希望する納骨場所をお知らせください。使用可能になり次第ご連絡します。

納骨の際は、次の書類等が必要です。

必要書類等

- 1 桜木霊堂（納骨堂）使用許可申請書
- 2 住民票 … 世帯全員の本籍・続柄が記載され、納骨日の1か月以内に発行されたもの
- 3 埋火葬許可証、改葬許可証又は埋蔵若しくは収蔵を証明する書類
- 4 桜木霊堂使用料
- 5 身分証明書（運転免許証・保険証等）

ご注意

代理人申請の場合 原則として、許可証は使用者へ郵送します。